

R3事業継続支援給付金給付事業

【タクシー事業者等緊急支援型（第8期）】

商工観光部商工振興課

事業費：8,430千円

(A+B)

事業の背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的に消費や投資活動が著しく減退し、国民生活に多大な影響が見られる中で、本市の状況も例外ではない。このような中、これまでの生活を維持・継続するためには中小企業者等の事業継続が必要不可欠であることから、本市では、市内中小企業者等を対象に、事業継続支援給付金給付事業を実施してきたところである。
- ワクチン接種が進む中、昨年末には全国的にも新規感染者数が減少し、本市においても感染者が確認されない時期が続いたところではあったが、南アフリカで確認された感染力の強い、新たな変異株【オミクロン株】の国内での確認や、年末年始における人流増の影響もあり、令和4年になり、本県においても感染者が増加し、1月8日には奄美大島5市町村に県独自の緊急事態宣言が発令されるとともに、飲食店への営業時間短縮が要請され、1月19日には県全体の警戒基準がレベル2に引き上げられるとともに、1月21日から2月3日までの2週間、本市を含む県内3市の飲食店等に営業時間短縮要請が行われた。
- また、1月24日には鹿児島県が「まん延防止等重点措置」の適用を国に要請し、1月25日に同措置の適用が決定され、1月27日から2月20日まで、県内全市町村が措置区域に指定されるとともに、飲食店等に対する営業時間短縮要請が延長されたが、県内の新規感染者数の高止まりの状況が続いていることから、まん延防止等重点措置の適用期間が3月6日まで2週間延長されるとともに、飲食店等に対する営業時間短縮要請期間も再び延長された。
- これまでの新型コロナウイルス感染症の長期化により、大きく影響を受けているタクシー事業者及び自動車運転代行業者は、営業時間短縮の再延長により、更なる影響を受ける。

事業の概要

新型コロナウイルスの感染拡大により、「まん延防止等重点措置」の適用期間が延長されるとともに、要請されていた飲食店等に対する営業時間短縮期間が再び延長されたことに伴い、利用者が減少するなど大きな影響を受けるタクシー事業者及び自動車運転代行業者を支援し、安全かつ安定した運行の維持・確保を図るため、給付金を給付する。

- 【対象者】 市内に事業所があるタクシー事業者（福祉輸送事業限定を除く。）及び自動車運転代行業者 28事業者
- 【給付要件】 令和4年2月21日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。 等
- 【給付金額】 8,400千円 A（負担金補助及び交付金）
タクシー事業者 1台あたり最大42千円（日額3千円×14日）
自動車運転代行業者 1台あたり最大70千円（日額5千円×14日）
※1事業者につき、給付金額の上限は1,050千円
- 【申請開始】 令和4年3月上旬予定
- 【事務費】 30千円 B（消耗品費、通信運搬費、手数料）